

物 件 明 細

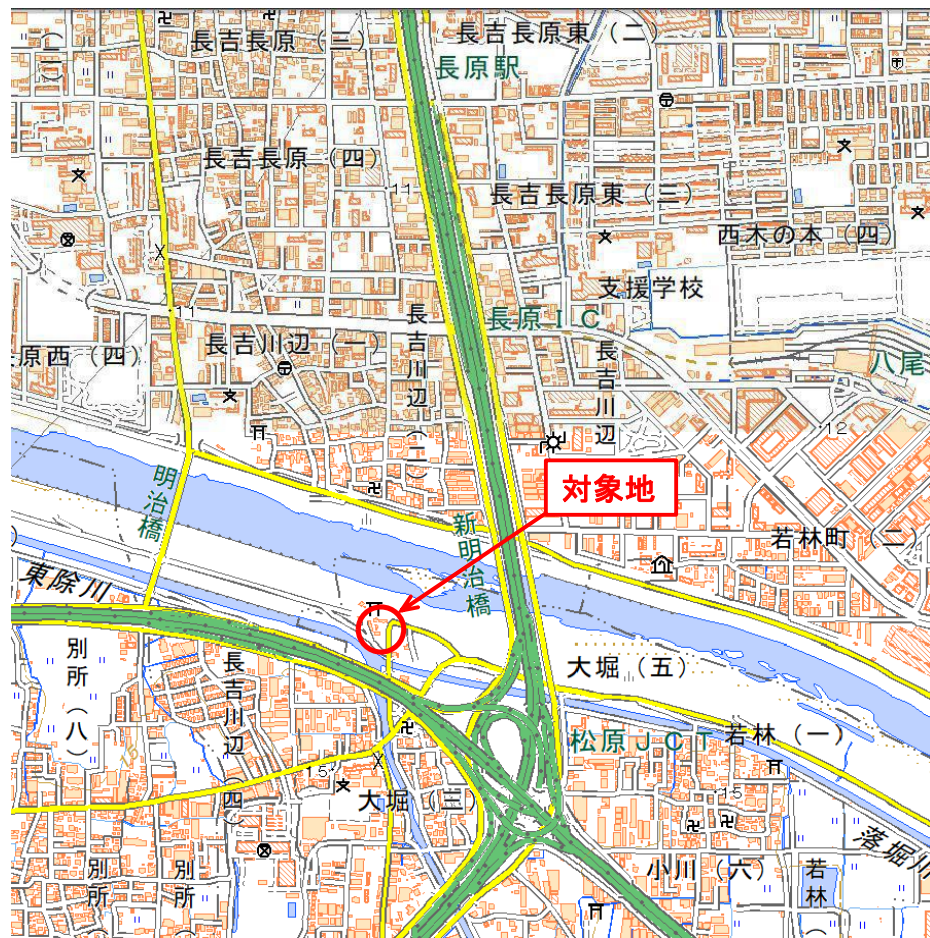
物件番号	所在地	松原市大堀四丁目536番7外1筆の一部 (松原市大堀四丁目1番付近)	地目	宅地	交通機関	地下鉄谷町線 長原駅 南西 約 1.9km	最低 使用料 (年額)	581,600円/年		
3	(住居表示)									
土地の概要					特記事項					
面積	使用許可対象面積 380.89 m ²				<p>1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。</p> <p>2 使用期間は、令和6年10月1日から令和11年9月30日までを最長とし、毎年度更新手続きを行います。ただし、大阪府富田林土木事務所の事業進捗状況等により、年度更新を行わないことがあります。その場合、使用許可期間終了の6ヶ月前までに、書面によりその旨を通知いたします。</p> <p>3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府富田林土木事務所及び大阪府松原警察署と協議し、許可を得てください。なお、アスファルト舗装等の施設または工作物の撤去、形状変更等については、大阪府富田林土木事務所と協議し、その整備等に要する費用は全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 0721-25-1131(代) 大阪府松原警察署 交通課 電話 072-336-1234(代)</p> <p>4 排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水の処理については、松原市と協議してください。 (お問い合わせ先) 松原市上下水道部 上下水道管理課 電話 072-334-1550(代)</p> <p>5 電気の引込みについては、大阪府富田林土木事務所及び関西電力株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府富田林土木事務所 管理課 電話 0721-25-1131(代) 関西電力送配電株式会社 コンタクトセンター 電話 0800-777-3081</p> <p>6 対象地の一部は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「大堀遺跡」に指定されており、対象地において掘削を伴う工事などを行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、着手前に届出をする必要があります。 (お問い合わせ先) 松原市 教育委員会事務局教育総務部 文化財課 電話072-334-1550(代)</p>					
接面道路 の状況	東側：府道・幅員約 5.4m・舗装有・高低差 無									
法令に 基づく 制限	市街化区域内									
	都市 計画法	用途地域	準工業地域							
		地域地区	—							
		建ぺい率	60%	容積率						200%
その他の 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法(一級河川 大和川 河川保全区域) ・文化財保護法(大堀遺跡) 									
その他条件										
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号						
		対象地周辺	対象地内							
	公営 水道	本管	引込管	松原市上下水道部 上下水道管理課 072-334-1550(代)						
		有	有							
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 0800-777-3081						
有		無								
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス株式会社導管情報センター 06-6202-2141							
	有	無								
公共 下水道	本管	引込管	松原市上下水道部 上下水道管理課 072-334-1550(代)							
	無	無								

(裏面へつづく)

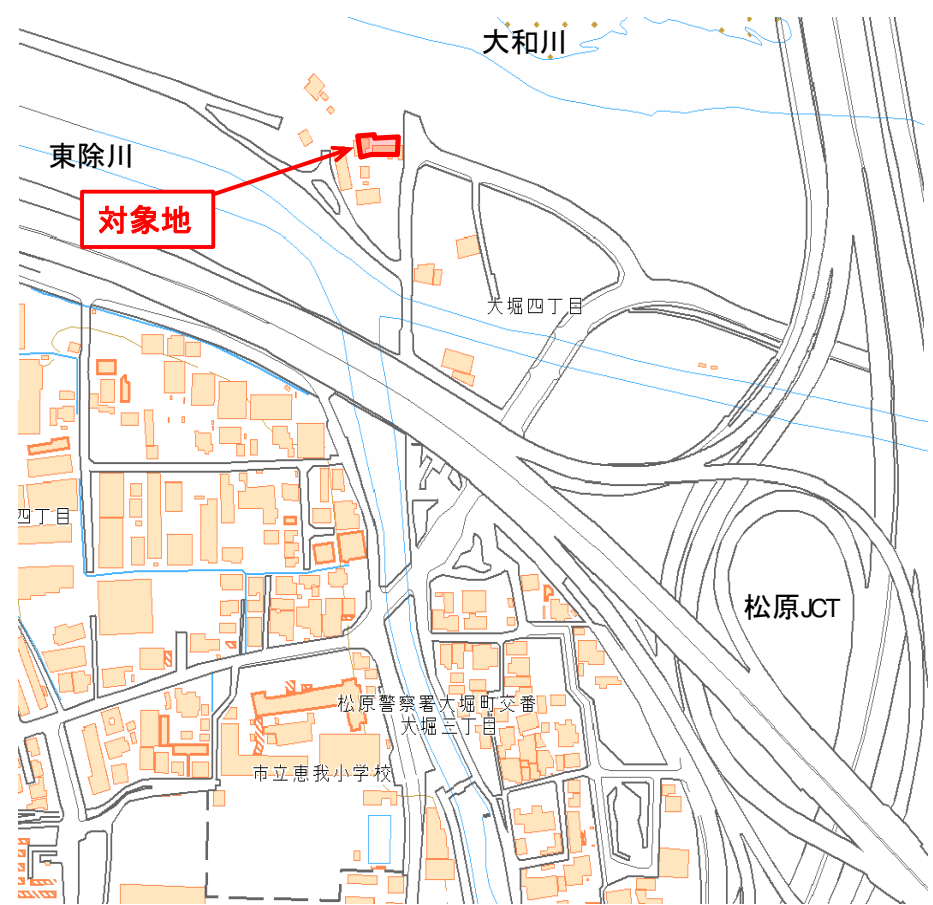
特記事項

- 7 対象地は、一級河川大和川の河川保全区域内に該当します。工事等をされる際は、河川管理者である大和川河川事務所と協議してください。
(お問い合わせ先)
国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 電話072-971-1381(代)
- 8 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員または大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去または移動をお願いします。なお、撤去または移動に必要な費用等については、使用者の負担となります。
- 9 対象地は本所事業に伴う試掘等の地下埋設物調査が行われる可能性があります。その際は、使用が制限されることとなります。
- 10 対象地は過去の公募により落札された現使用者がいます。現使用期間は最長で令和6年9月30日までとなっておりますので、本公募による使用開始日は令和6年10月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現使用者の所有施設ですのでそれらの施設を継続して使用される場合は、使用開始日までにあらかじめ現使用者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現使用者と本公募により決定された使用者との譲渡契約等には一切関与しません。
- 11 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者において行ってください。
- 12 対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)の損傷等について、対象地の使用が起因する場合、使用者に復旧を求めることがあります。

(1)位置図 (物件番号:第3号)



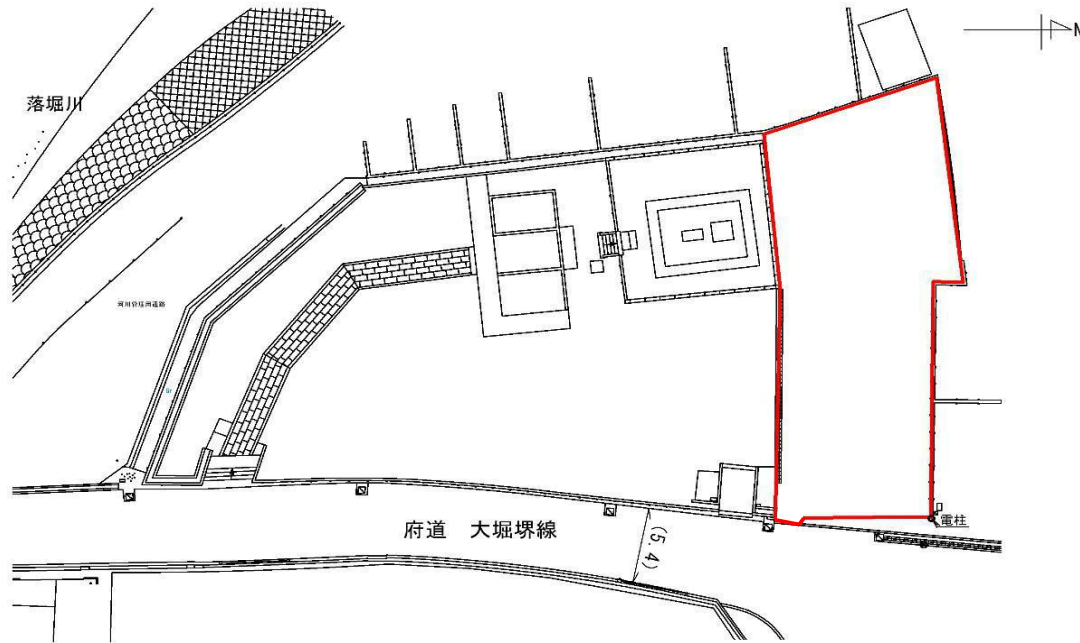
出典: 国土地理院ウェブサイト



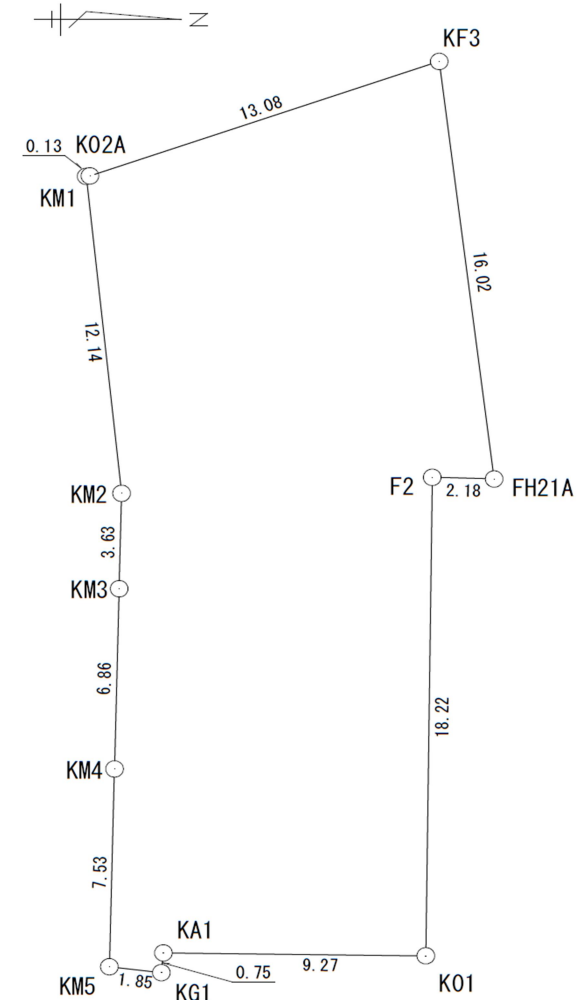
出典: 国土地理院ウェブサイト

(2) 平面図・丈量図 (物件番号: 第3号)

平面図



点名	X座標	Y座標	X・(Y _{n+1} - Y _n - 1)
K02A	-156018.746	-39213.208	682582.013750
KF3	-156006.404	-39217.567	-1800937.927776
FH21A	-156004.461	-39201.664	-2471422.671163
F2	-156006.650	-39201.725	-2834016.803900
K01	-156006.878	-39183.498	-2826220.601848
KA1	-156016.151	-39183.609	-100006.352790
KG1	-156016.220	-39182.857	-82220.547939
KM5	-156018.059	-39183.082	1210700.137839
KM4	-156017.877	-39190.617	2246501.410923
KM3	-156017.711	-39197.481	1638029.947790
KM2	-156017.626	-39201.116	2451192.922086
KM1	-156018.877	-39213.192	1886580.260684
倍面積			761.787655
面積			380.893828
			380.89m ²



図面名	貸付平面図・丈量図
作成年月日	令和6年5月15日
事業者名	大阪府